

伊方行政訴訟を支援する会

昭和50年を迎えて

伊方原発設置反対共闘委員会 川口寛之

昭和も半世紀の年輪を重ね50年を迎える。年々歳々の始めに1年の計を樹て心を新たに軒昂たる意気をもって初日の出を拝むのだが、年の瀬に立って1年を振り返ると、厳しい現実は無惨にも年頭の計を裏切ることの繰返しを重ねて来た。「昭和50年よお前もか」と呼びかけ乍ら矢ツ張り50年の計画を樹てる。目標と期待のイジラシイ努力である。

自然の摂理天の配剤が人智の及ばない処で生まれ、予測もしない事が霹靂の如く起きたり、予期した事が忽然と消滅する事もある。

無理の上に無理を積み重ねて押し進められた原子力開発はついにクリティカルポイントに達し連鎖反応を起こし、美浜原子炉をはじめ既設原子炉の事故の続発、原子力船「むつ」の放射線漏れ等、原子力行政の杜撰さと欠陥を露呈し国民の不信感を増幅した。

原子炉の事故の続発が「原子力技術」の根源的欠陥に因るものとは考えられない。底の深い原子力技術には解明出来ていない面もある。これを解明し、原子炉の事故の原因を推測でなく科学的に究明しなければならない。原子力の本質を無視した、開発と言う政治目的のみの追及に根本的誤りがあると考えられる。

無責任な原子力推進体制が森山司令官のガダルカナル作戦の失敗に終り、技術庁と三菱と原研と安全審査会の間で、責任のなすり合い罪の着せ合いで、責任の所在は全く不明である。森山欽司に一片の良心あらば一切の公職から辞任するのが人の子の道である。

突然変異性や催奇形性のデータを否定して、国民に9年間もの間AF2を食べさせた張本人である、阪大の宮地、東大の斎藤両教授は、社会的道義的な責任を感じないのだろうか。恬然として其の職にあることは、原子炉の安全専門審査委員会も、食品安全審査会も、国民の健康安全の為ではなく、企業の売り上げに協力する奉仕機関に過ぎないことを物語る。

「国を愛する者は其の国を非難し、国を憂る者は其国の攻撃をする」と魯迅は言った。原子力の重要性を認識する科学者は原子炉の安全性を非難し、原子力の健全な発達を憂う科学者は其の推進体制を非難し、其の欠陥を指摘する。これこそが真の原子力推進者である。

「原子力」と「原子力技術」を反社会的なものと国民に思い込ませたのは、無理押し政治家と御用科学者である。

高度経済成長政策によって生じた亀裂と陥

役を埋め、これによって生じた歪を矯め直す時である。総理大臣の伊方原発設置許可取り消し請求の行政裁判は、将にゆがんだ原子力行政をため直す万力の機能を発揮するだろう。本行政裁判が歴史的な重要な意義を持つ所以である。

大勢の法律家、科学者をもって編成された本裁判の弁護団の献身的な研究と努力は緩みなく被告側を迫り原告を始め反対住民と支援団体の弁護団に対する信頼は公判の回を重ねるに従い其の度を増し期待はふくらんで来る。弁護団に対する或る種の中傷は、被告を喜ろこばせない迄も原告の足を引張ることにしかならない。

吾々は原発反対斗争の当初から支配原理を

否定し、命令服従の関係を排し、「皆んなで智慧を出し合い皆んなで力を合わせて」を運動推進の方針とし、「斗争はこれからだ」と常に原点に立っている。「反省に依って教訓を得よ過去は振り向くな前を見よ」を運動の鮮度を保つ方法として来た。住民の反対運動が「科学への挑戦」と蔑視され「無知のなせるわざ」と冷笑を浴せられた。これから後も且々無風とは思わない。行く手の道が険しい程、障壁が高い程、力は倍加する。

運動発足の当初から、精神的物質的に激励支援をして下さった各方面の方々に、衷心から御礼を申し上げると共に、今年も変らぬ御指導と御支援の程を御願ひ申し上げます。

原発の危険さ、国の無能さがはつきり 伊方行政訴訟第5回公判

12月12日の朝、松山地方裁判所前の道路には、大きな立看板を背に20人程の人達が坐り込みをしていた。この日午後、伊方原発行政訴訟の第5回公判が開かれ、それへ向けての傍聴券獲得斗争が、その人達によって徹夜で斗われていたのであった。彼等は伊方原発粉砕労学共斗会議の人達であり、彼等が確保した傍聴券はそのほとんどが現地住民の手に渡され、彼等のうちで実際に法廷に入れる人はわずかである。つけ加えておこなれば、私も彼等の犠牲の上に傍聴券を手にした一人であった。

当日の法廷の傍聴席数は48、そのうち13は報道関係者のもの。つまり、訴訟に直接的利害を持つ現地住民も、徹夜で坐り込んだ人達も、決して35人以上は傍聴を許されないということになっていた。

☆不当な傍聴制限

今回の公判は、まずこの“傍聴”の制限をめぐって開始された。2時5分裁判官が入廷するや否や、原告側から、外で待っている人達の傍聴を許可する様にとの要求が起った。そもそも裁判は公開の筈であり、傍聴は最大限保証すべきものである。しかるに高度成長にあると言われる我が国では、裁判所は次々に新築されながら、傍聴席は逆にどんどん縮小されるという、誠に本末転倒した事態が起っている。このことはおくとしても、本法廷の傍聴席の周りにはかなりのスペースが取られており、そこに長椅子を入れさえすれば、あと20ないし30人の傍聴は楽に可能な筈である。

こうした原告側の要求に対して、渡辺裁判長は「傍聴席はこちらで決めた」「傍聴は聴

きたい者に皆聴かせる訳ではない」「普通の裁判と同じにした」「地震等の際傍聴席を増やしてあると混乱して危険」「代りに新聞記者が入っているからいいじゃないか」「前回と同じだから我慢なさい」等様々な言い訳を二転三転させながら逃げ回った。途中「第一回公判の時には、この事件が面白い事件だから沢山傍聴人が来たのであって、だからあの時は傍聴席を増やした。」と発言し、原告、傍聴人から「面白いとは何ごとか！」と激しい怒りの声が浴びせられた。結局2時30分一旦合議に入ったものの、2分程で再び法廷に現われ「今日は傍聴席を増やさずこのままやる。」と裁判官という権威を笠に、誠に卑劣、不当な決定を下したのであった。私達は、この公判でこうした非常に無念な決定を許し、多くの人達を法廷外に残さなければならなかったことを、真摯に反省しなければならないと思う。

その後、この日の公判は5時半近く迄、延々3時間にわたって、原告と被告団との間に論争が展開され、今迄の公判のうちでも、最も内容のある公判であった。論争の内容は、12月5日に国側が提出した準備書面(㊦)に沿って行なわれた。この準備書面は、美浜一号炉蒸気発生器並びに“むつ”放射線漏洩事故に関する国側の主張と原告側準備書面(㊧)に関する認否から成っており、以前の約束では、今回の公判の一ヶ月前迄に提出される筈のものであった。ところが実際には、12月5日になってようやく提出されるという誠にお粗末な状態で、“美浜”“むつ”をめぐる国側の大きな狼狽を初めから示していた。

☆国の悪質な認否の仕方

内容的な追求は、準備書面(㊦)の認否に關す

る求釈明で始まった。国側は「昭和四十九年九月六日、森山科学技術庁長官は、関西電力美浜原子力発電所一号炉について、原子力発電装置の心臓部である蒸気発生器そのものを取り替える様に指示した」「現に、福井県当局も、かかる事態の発生を憂えて、蒸気発生器そのものの取り替えを関西電力株式会社に勧告し」という原告側の主張をそれぞれ否認して来た。ところが、その否認の内容は、森山長官の指示したのは「蒸気発生器そのものの取り替え等抜本的対策」であり、「蒸気発生器そのものの取り替え」ではないという理由であり、福井県当局の勧告したのは「取り替えを検討すること」であり、「取り替え」ではないという理由なのである。こうした言葉の表現上の小さな差異を把えて、あたかも、指示や勧告自体の存在を否定するかの様な否認の仕方は、非常に悪質であり、裏を返せば、国側がすでにそこ迄追いつめられているという証拠なのである。

更に国側は「蒸気発生器の取り替えは、世界でも前例が無い」という原告の主張を否認し、「アメリカの SHIPPINGPORT 原子力発電所において蒸気発生器を取り替えた例がある」と書きながら、その原因と取り替えの詳細について説明を求められると、「詳細はわからない」と答え、原告団、傍聴席から激しい非難が湧き上った。

☆「ギロチン破断すれば放射性物質が出る」

続いて、蒸気発生器細管破損の問題に入った。国は初め、「蒸気発生器細管が破損しても、漏れた放射性物質は安全装置で除去される」と主張したが、安全審査においては、除去効果を持っている装置が無いことを指摘されると、次には「放射性物質が出ることは出

るが、量が極めて微量であり、環境への影響は全く無い」と主張の内容を転換した。更に、細管のギロチン破断等の重大事故、仮想事故の場合には、多量の放射性物質が放出される筈であると追求されると、「重大事故、仮想事故は単に想定しただけで実際にはそうした事故は起らず、従って検知される程の放射性物質が放出されることはない」と述べ、「それならば何故に想定するのか？事故が起れば、放射性物質が環境に放出され重大な事故になるからこそ、そうした事故を想定したのではないか！」と追求されるに及んで、ようやく「細管がギロチン破断すれば、放射性物質が外に出る」と、国として初めて、放射性物質の外部への放出を認めた。しかし、このことは、技術的には極めて原理的、当然のことであり、こんなことを認めさせるのにさえ、これ程多くの努力と時間が必要であるということ、誠に情けないことである。

☆“異常”と“正常”の違いは「答える意志ない」

次に、美浜の蒸気発生器細管の“異常”な損傷の問題に入った。以前国側は答弁書において、破損は“ストラップ内の曲管部”で起っているとし、“曲管”である点に損傷の一因があるかの様に主張していたが、その後美浜において直管部にすら破損が発見されて来た事態の中で、今回の準備書面では、ひそかに“曲管部”という点を削除し、“ストラップ内にある部分”で“熱影響等”によって損傷が起こったと主張し、主張の内容を変更したのである。その点を指摘されると、「以前言った“曲管部”という表現は細管の上部全体を漠然と指すもので、主張の内容には何の変更もない」と美浜での事実経過を全て無視しながら、悪質なねじ曲げを行った。又、

伊方原発については「蒸気発生器がWH社製のものであり、美浜一号炉で生じたような異常な細管の損傷は起らない」と主張したが、WH社製のものも世界的に数多くの破損が起こっている事実を指摘されると、それについては、水質管理とか溶接の不良が原因であると主張した。ところが、そうした根拠は全て原子炉メーカーのデータであることが指摘され、我が国の安全審査が全てメーカーのデータのみによっていることが却って明らかになった。又、「美浜を“異常”と言うなら、異常とは何を指すのか？」との追求には「美浜では、破損が集中的に多数起こったことが異常である」と答え、「では異常と正常との定量的な差はどこにあるのか？」と追求されると驚いたことに「答える意志はない」という答が返って来たのである。

又、国側は、今回の準備書面で、美浜一号炉蒸気発生器細管について、減肉部分が極めて局部的であり、材料の劣化も起こっていなかったと主張し、それ故に、たとえピンホールが起こっても細管のギロチン破断は起らないと主張した。それに対して、原告側から「美浜一号炉では、わずか40日で細管破損が起こっており、材料の劣化を抜きにしては考えられない。一体、材料の検査はどこで行ったのか？」と追求し、国側は「通産省の資料にある。」と答えた。ところが、実際にこの材料の検査をしたのはWH社であり、原告がその点を指摘し「メーカーの行った検査等信用出来ない」と追求すると、国側は「データは通産省の資料から得たのであり、その資料がどのデータによっているのかはそれ以上言えない。」という答弁を繰り返すばかりであった。

☆安全審査では“安全”が確認されない!

続いて;安全審査の性格に関する追求が行なわれた。以前、国は答弁書で、安全審査では「原子炉に係る安全性について専門的な立場から、きわめて詳細な審査が慎重に行われる。」と述べ、安全審査さえ通れば、安全性は確保されるという幻想をふり撒き、国民大衆の一般的認識も、その宣伝に乗せられていた。ところが、“むつ”の放射線漏洩事故をきっかけにして、科学技術庁は、「安全審査では基本設計を審査するだけであり、詳細設計については全く関係ない」と、明らかな責任回避をする様になったのである。そうした事態を反映して、今回の準備書面でも、「安全審査は基本的な方針のみを審査するものである」と、大幅な変更を行って来た。具体的に“むつ”に関しては「安全審査においては、居住区・機関区での線量基準を決めただけであり、遮蔽計算は全然やっていない」と述べ「それでは、たとえ基準を作っても、その基準を満たすかどうかの確認すら出来ないではないか!」と追求されると、「安全の確認は、国全体で出来れば良い」と開き直り、実質的には安全審査を通過しても“安全性”は全く確認されていないことが暴露された。更に、“むつ”に関して詳細設計を審査する答の運輸省船舶局の検査官については「資格は知らない」と答え、「検査官に能力が無ければ、国民の安全は全く守られないではないか!」と激しい怒りを浴びた。

☆“文書提出命令申立”を提出

最後に、原告側から、安全審査に関する一切の書類の自発的な提出が求められたが、国は「法的に提出が必要なものは、申請書と添付書類だけであり、その他のものは、必要が

あると判断した時に出す」と答え、以前と同じ様に書類提出を拒否して来た。それに対して原告側から、「必要であるかないかは国民が判断すべきものであり、原子力に関しては公開の原則もあるのだから、すみやかに一切の書類を出せ」と追求があったが、国側の拒否の姿勢が変わらぬため、裁判所に対して「文書提出命令申立」書が提出された。

こうして、第5回の公判は終わったが、公判全体を通して原告側が一貫して論理的に追求を行ったのに反し、国側は、中村規制課長と山内検事の打ち合わせすらうまく行われていなかった様で、終始支離滅裂な答弁をしたり沈黙を決め込んだりしていた。又、裁判官、特に裁判長には、全くやる気がみられず、公判が始ってから終る迄ほとんど口を開かず、一説によれば“眠っていた”ということである。我々は、再度、裁判官の“教育”ということを考え直さなければならない。

公判全体の印象としては、公判終了後、傍聴席の一婦人が「良かったな、嬉しかったな」と言っていた。(支援する会会員 KO)

感性的傍聴記

大阪軍縮協理事 河村 弘

原水爆禁止全面軍縮大阪府協議会(俗に大阪軍縮協と呼ぶ)より命ぜられて、12月12日松山地方裁判所でひらかれた、四国電力伊方原子力発電所設置許可取消し請求事件(いわゆる伊方原発訴訟)の第5回公判を傍聴する機会を得た。

“住民「全資料の公開」申し立て”の見出しで、1段ベタ18行の毎日新聞12日朝刊の切抜きを持って、午前11時すぎ、地裁前に古谷さん(伊方斗争支援の会)を訪ねる。

“午後2時・第5回伊方原発口答弁論”と大きな文字で横書きされた立看板が立ててある道路の上に、若い活動家の諸君が石油罐に材木を燃して暖をとっている。昨日から傍聴券入手のため、徹夜で順番をとってくれていたのだ。「速いところを来ていただいて」と、きびきびした声で古谷さん。すぐ近くの旅館へ案内してくれる。二つの室をぶち抜いた和室では、貸切バスで早朝伊方の町を出発した原告団と、それを支えはげましている支援団体の人々が、60名ほど、藤田一良弁護士、久米代理人らを囲んで公判対策の打合せ中。そこえ割り込むように坐り込む。

原告側から、「温排水の生態系に及ぼす影響」、「むつと関連して安全審査とその手続きのズサンさ」など、ポンポンと難解な言葉が簡単に飛び出す。また、美浜1号炉で、いろんな形の故障が続出し、現在もストップしていて再開のメドが立たない話があったあと、本日のメインイベントである、審査段階における全内容を公開させようというところへ、話題の焦点が集中する。

公判は午後2時開廷。最初に本日の傍聴券の数の問題で弁護団と渡辺裁判長の間で、はげしいやりとりがつづく。傍聴席が48席、そのうち報道関係へ13席、残りの35席が一般傍聴者用となっている。これが、第1回公判では收容可能なだけ傍聴者を收容したのが、第2回公判から48席に制限された。もちろん、報道関係13席は満席だ。地元の人々も鋭い抗議を繰返し、「次回から開放するように」と藤田弁護士が締めくくって本論に入る。

大阪の減税裁判で、国と原告双方が、書類提出のやりとりのあと、「次回はいっ」で公

判終了、を経験しているが、伊方公判はおお違い。10人の弁護団と3人の代理人が激しい勢いで、バトンタッチよろしく、科学技術庁の中村原子炉規制課長、検事とぶつかる。その中から「蒸気発生細管の破断などの重大な事故を前提にすれば、放射能が環境中に放出される可能性もある」と、ショッキングな発言が飛び出すかと思えば、弁護団の質問に立往生し、「答える意志はない」と述べたりする。原告は追い打ちをかけるように、国側の持つ伊方原子力発電所設置許可に関する資料いっさいの提出を求めた、文書提出命令申立てを提出した。

「大阪の平和を求める労働者、学生諸君と、伊方のたたかいを通じて原子力の問題と取り組む」決意を胸に秘めて、川口寛之伊方原発反対共闘委員長と、ながいながい握手をして分かれた。

渡辺裁判長交替

12月19日付で渡辺一雄裁判長は東京高裁に配転となり、名古屋地裁判事の村上悦雄氏が松山地裁所長に就任。第5回公判での“居眠り”もそのせいらしい。おそらく村上氏が裁判長となると予想されているが、氏に関するデータは不明。地元のあるおばさんは、「ごついのがきても、居眠りしているのより、やり甲斐がある」と。

傍聴希望の方は事務局まで

伊方行政訴訟の公判も、いよいよ本格化してきました。傍聴者数が制限されているために、毎回、入れない人が多く出ています。しかし、支援の会の皆さんにも交替で傍聴していただければと思っています。ご希望の方は早い目に事務局までご連絡下さい。数名程度は原告団にお願いしたいと思っていますので。

資 料

ワシントン市民集会でのホセー氏の発言

私は、これまで7年間、アイダホ州にある原子力委員会所属の安全性研究センターで、エンジニアとして働いていました。その間、私は非常用炉心冷却系（ECCS）の働きを確かめるのに使われる、計算機による予測技術の開発のしごとに従事してきました。このECCSという装置は、重大な冷却材喪失事故が起こった場合に、環境に放射性物質が放出されるのを防ぐために、原子力発電所に設けられている主要な安全システムです。私は、原子力委員会が、現在、ECCSの効果を評価するために使っている方法のある部分を開発してきました。

しかし最近になって、私は安全性研究計画のしごとをやめました。それは、原子力委員会が原子力発電所の安全性の問題について、正しい措置をとっているとは信じられなくなったからです。原子力産業に関っていない多くの誠実で知識のある人たちが、原子力発電所の安全性について正当な疑問を提起してきました。私は、もとの“内部者”として、公の討論に技術的な専門知識を提供できと思っています。

原子力産業や原子力委員会の内部の技術集団に属していて、原子炉の安全性の論争のいろいろの面について疑問を持っているのは、私だけではありません。原子力委員会やそれに助言を与えている機関から、高く評価されている安全性の専門家の中の多くの人たちも、安全システムの妥当性について疑問を持っているのです。しかし、原子力委員会は、原子力発電所の安全性についての政府機関の公式の立場と矛盾するようなデータや意見を、

公にすることを嫌ってきました。

原子力委員会が、原子力発電所は安全であると主張しているにもかかわらず、安全システムの妥当性についての多くの疑問は答えられないままになっています。ECCSは、原子力委員会が最も重大であると考えている事故に役立つと期待されているのですが、それは実際の事故の条件でテストされたことは一度もないのです。原子力委員会は、ECCSの有効さを評価するのに、実際のテストの代わりに計算機による予測に頼っています。ところが、これらの計算機予測の技術は、実験データでしっかりと裏づけられてはいないのです。つまり、これらの計算機のプログラムは、実験から得られた結果を予測することができず、プログラムの中に含まれている物理的なモデルの信頼性は、充分正確には保証されていません。現在、原子力委員会が採用している計算機プログラムは、利用できる限りでは最善のものと言えますが、安全システムの妥当性を確かめる私たちの能力に、さらに高い信頼性を置くためには、もっともっと研究や開発が必要なのです。

全体の原子力計画の非常に不安な一つの面は、その中に秘密が含まれていることです。原子力委員会は、これまで、原子炉の安全性についての情報を自由に発表してきませんでした。多くの情報は、公式には抑えられはしませんでした。公の場で公表することもされませんでした。これまで何年にもわたって、原子力政策を支持するものと、それに矛盾するものの両方の報告が出版されてきています。しかし、支持する方の情報だけが引き合いに出されています。それだけではなく、情報のうちのいくつかは、実際に抑えられてきてい

ます。このような行為は、公衆の福祉を守る責任を負っている政府機関にとって許されるものではありません。異議のある意見は、原子力委員会に喜ばれないのです。

原子力委員会の安全性についての研究計画は、まともな方法でやられてきていません。原子力委員会は、国立の各研究所にいる副責任者の、研究計画についての勧告に注意を払おうとはしませんでした。たびたび、原子力委員会の助言者たちは、彼らが必要だと考えた研究計画を進言してきました。多くの場合、原子力委員会は、示された計画を没にしてしまいました。それは、それらの計画が原子力委員会が予想していたものと違っていたからなのです。もしも原子力委員会が、国立の各研究所にいる助言者たちに耳を傾けていたなら、原子炉の安全性についての計画は、もっといいものになっていたことでしょう。

原子力開発計画は、あまりにも急いで進められてきました。私たちが、原子炉の安全性についての問題や、廃棄物の処分についての問題に、満足に答えられなかったままに、私たちはこれまでに、原子力発電所の建設に対して重要な言質を与えてきてしまったのです。しかし、このような状況を正す機会を、私たちは持っているのです。エネルギーの増加の速度をかなり落とすという、道理にかなったエネルギー政策を、私たちは採用できるのです。エネルギーを節約し、もっと有効に使うということが、この政策の必要な部分になります。エネルギーに対する要求をへらすことは、原子力に代るエネルギー源を発展させ、また、原子力にまつわる安全性と廃棄物処分についての疑問を十分に考える時間を、私たちに与えてくれることでしょう。

私たちが、原子力に関してとり得る最も分別のある方針は、用心深く進むということです。

(ホセバー氏は、伊方行政訴訟で、国側が提出している「非常用炉心冷却系の評価について」という証拠資料(乙第18号証)中の、事故時の燃料棒の温度を計算するプログラムの作成者です。米国原子力委員会が原発の安全性をうたった、ラスムッセン報告を発表したころに会社をやめ、現在は、「憂慮する科学者同盟」(UCS)のメンバーとして活躍しています。)

会計報告 ('74. 12/1 ~ 12/31)

収入

会費	117,300
年末カンパ	50,200
市川氏渡米カンパ	22,500
前月より繰越	26,682
	<hr/>
	216,682

支出

ニュース代	11,000
為替手数料	1,445
郵送料	3,440
会場費	1,800
資料費	7,180
事務費	3,715
第5回公判援助費	160,000
内わけ	
準備書面引取旅費	16,000
弁護団旅費追加	9,000
弁護団行動費	135,000
市川氏渡米カンパ	22,500
	<hr/>
	211,080

繰越金

5,602